

東洋史研究

第七十五卷 第二號 平成二十八年九月發行

唐後半期の地方監察

—— 出使郎官・御史と巡院、憲衛保持者 ——

小野木 聰

はじめに

第一章 出使と監察

(1) 出使郎官

(2) 出使御史

(3) 出使郎官・御史による監察

(4) 監察の實態

第二章 憲衛保持者と監察

(1) 知院官中の憲衛保持者に対する権限付與

(2) 觀察使幕職官中の憲衛保持者に対する権限付與

(3) 巡院による監察の實態 —— 憲衛を利用した権限付與

おわりに

はじめに

隋末の動亂を開皇の舊制への復歸を掲げて收拾した唐朝では、外見上は開皇の制と同じく御史臺を置いており、これが中央と地方における監察全般を実施することとなっていた。^②しかし大業の制では、御史臺の他に謁者臺と司隸臺を新設して監察要員の増強を行っており、この改革を要した社會情勢を顧みず、むやみに開皇の制に復しても、支配領域と官僚機構を十分に把握できるはずもなかった。殊に地方監察では早くも太宗朝より監察使臣の派遣が始まり、その後も右肅政臺（後の右御史臺）の設置や十道按察使・採訪處置使の設置などのいくつかの試みが行われる。^③しかし、唐前半期において試行錯誤されてきた監察體制は安史の亂と前後して再編を餘儀なくされ、唐後半期において地方監察は詔敕に見て取れるようになる。唐後半期の詔敕では禁令などの内容に續けて、その監察を規定することが多々あり、「御史臺及び出使郎官・御史並びに所在の巡院をして嚴に訪察を加えしめよ」という具合に監察が命じられる。御史臺とともに監察を命じられる「出使郎官・御史」と「巡院」は唐後半期の地方監察の一翼を擔う存在であり、先行研究においてもしばしば言及されてきた。しかし、兩者による監察は正確に理解されてきたとは言いがたい。そこで本稿では「出使郎官・御史」と「巡院」による監察をより正確に把握し、唐後半期における地方監察の全體像の把握を試みたい。まずは「出使郎官・御史」と「巡院」による監察について言及した先行研究をそれぞれ整理する。

まず「出使郎官・御史」による監察に言及した研究には次のようなものがある。

高橋繼男「一九七八」は、「出使郎官・御史とは、地方監察のため中央から隨時派遣されて州縣を巡察した郎官（尙書省諸司の郎中・員外郎）及び御史（恐らく侍御史・殿中侍御史・監察御史等）である」「地方における監察機能を輕視することはできない」（四五頁）とするが、論文の主旨が巡院の地方行政監察にあるため、出使郎官・御史についてそれ以上検討していない。

唐代の出使監察制度を論じた謝元魯「一九八八」は、唐前半期の御史は吏治・經濟・治安などの地方状況全體を把握するために出使して巡察を行い、この地方巡察とは別に、随時地方状況の把握を命ぜられて御史が出使していたとする。そして、唐中期以降は御史の出使がより頻繁になり、御史の關與は地方状況全體の把握から財政關聯の監察に重心を移したとする。唐後半期において財政關聯の監察が増加した點は認め得るが、それは出使御史に特徴的な現象ではなく、財政國家化する唐朝の監察全體の傾向である。また第一章で言及するが、出使郎官・御史による監察は財政關聯以外にも及ぶものであり、財政關聯の監察に重心を移したと言えるか疑問である。また謝氏は御史出使の検討に際して出使郎官・御史のみえる史料を利用するが、出使郎官の説明はしておらず、出使郎官・御史の解釋を明確には示していない。

唐宋間における監察體制の變革を論じた賈玉英「二〇〇四」は、出使郎官・御史を唐後半期に新たに生じた出使郎官と唐前半期から行われる御史の出巡と理解し、出使郎官は唐前半期の使臣監察體制崩壊後における中央による地方監察の補充とする。しかし出使郎官自體については説明していない。

出使郎官と地方監察の關係を論じた陳明光「二〇〇九 a」は、唐前半期の出使郎官はある程度の地方監察權限を有していたが、その行使は出使郎官の判斷に委ねられていたとする。これに對して、唐後半期の出使郎官は地方監察命令に監察擔當者として明示されるようになり、出使郎官の監察實施には強制力が生じたと指摘する。陳氏は主題とする出使郎官と彼らによる地方監察については意を盡すが、出使御史については詳説しておらず、監察御史と殿中侍御史が負っていた地方監察の職責を遂行するために出使したと言及するに止まる。また、唐前半期から後半期における地方財政に對する中央の監督體制の變化を論じた陳明光「二〇〇九 b」では、地方監察を職責として定められる御史臺官員（殿中侍御史・監察御史）の出巡を出使御史として理解する。

先行研究では出使郎官・御史を「地方監察のために出使したもの」と理解する向きがあり、殊に御史は監察を本務とするため、監察のための出使や出巡と理解される場合がある。⁶⁾しかし、そうした御史に命ずるのであれば御史臺に命ずること

とで事足りており、先掲の事例のように御史臺とともに出使郎官・御史に命ずる必要はない。「出使」とある点とその「出使」に細かな指定がない点を考えれば、本務を含めた様々な目的で出使の任にある郎官と御史の全てが対象と考えられ、このような視点での實態の検討が必要である。また、そもそも先行研究では「出使郎官」と「出使御史」を別々に把握することはあったが、「出使郎官・御史」としての把握と検討が十分になされているとは言い難く、「出使郎官・御史」として今一度検討を要する。

次いで「巡院」による監察に言及した研究を整理しよう。

巡院については高橋繼男氏の研究がある。巡院は唐後半期の財政を擔つた度支使・鹽鐵轉運使の地方出先機關であり、⁽⁷⁾長官を知院官⁽⁹⁾と言い、財政諸使の現地實務に従事したとされる。また巡院管内に產鹽地を有する場合は、私鹽取締りや鹽商管理、鹽利上供などの鹽政にわたる廣範な職務を負い、⁽¹⁰⁾巡院が漕運路上に存在する場合、漕運路の管理や稅物の貯藏・發遣を擔つたとされる。⁽¹¹⁾巡院による地方行政監察については劉晏による巡院設置當初からの職掌であったが、文宗・開成四年（八三九）に御史を兼帶する知院官を御史臺に所屬させ、あらゆる公事の取締りを指揮させるとしたことで、從來からの監察業務が一層強化され、巡院は御史臺の地方出先機關として地方行政全般にわたる監察を行ったと指摘する。⁽¹²⁾氏の見解は廣く受け入れられており、巡院は「地方常駐の中間行政監察機關」や「藩鎮體制に對應する監察機構」⁽¹³⁾であったと理解される。

また寧欣「一九八九」は、設置當初の巡院は財政管理を職務としており、監察に關する明文規定はなかったが、上司の財政諸使が官吏を訪察する職責を負ったために、巡院にも管内における監督任務が生じたとする。その後、巡院は地方財政だけでなく、より全面的な訪察の任を負うようになり、憲宗朝から地方官吏に對する監察任務が始まったとする。ただ高橋氏とは異なり、御史臺と巡院の間に統屬關係は存在しないとする。

前掲の陳「二〇〇九b」は、唐後半期における地方財政の監督擔當者として巡院に言及し、高橋氏の見解を受け入れて

巡院官が地方監察に充てられたとしつつも、監察人員としての自覚を持たせて地方監察機能を強化する目的で巡院官に御史臺官銜を與えるようになり、のちに御史臺官銜を帯びる巡院官は御史臺の管理下に入り、巡院は御史體制に組み込まれたとする。そして巡院による地方監察は、唐前半期より地方財政の監督を擔つてきた御史監察體制の擴充・延伸に當たるとの見解を示す。氏の指摘は、巡院官の帯びる御史臺官銜を軸として地方監察制度における巡院の位置を捉え直したものであるが、巡院に地方監察権限があつたとみる點では、高橋氏と立場は同じである。

詔敕においては地方行政監察を命ずる對象として單に「巡院」と書かれることが多いものの、史料をみる限り、必ずしも「巡院」自體に監察権限が付與されたとは言い得ない。結論から言えば、本稿は陳氏よりも更に知院官の帯びた御史臺官銜（憲銜）を重視し、憲銜を裏附けとして知院官に監察権限が付與されたとの立場をとる。先行研究は憲銜の存在を重視しておらず、結果として地方監察制度における巡院の位置附けが不正確であつたように思われる。

本稿は第一章において出使郎官・御史による監察の實態を検討し、第二章において巡院に對する監察権限付與の實態を検討する。兩者に對する理解をもとに、唐後半期の地方監察制度の展開と全體像を再検討し、理解の深化を試みる。

第一章 出使と監察

本章では出使郎官と出使御史の實態を個別に検討した上で、出使郎官・御史による監察の検討に進む。

(1) 出使郎官

唐代の郎官は、尚書都省左右司郎中・員外郎の四員と尚書六部諸司郎中・員外郎の六十一員、計六十五員であり、唐朝の中央行政を擔う尚書都省および六部の要官である。このような郎官の出使には、「郎官を指定する出使」と「臨時の出使」がある。

「郎官を指定する出使」には「選補使（南選使）」がある。嶺南・閩中・黔中といった南方邊境では、吏部銓試によらず地元人を州縣官に任用する制度（南選制）¹⁶が行われたが、それを實施するために中央より選補使が派遣された。選補使は高宗・上元三年（六七六）八月に設置され、南選制の施行地域に對應して嶺南選補使・福建選補使・黔中選補使が存在した。¹⁸選補使の設置を命じた上元三年八月七日の詔敕では、「強明清正なる五品已上の官」を派遣するとしたが、徳宗・大曆十四年（七八〇）十二月二日の詔敕には「南選已に郎官を差し」とあり、正確な時期は特定できないものの、徳宗初年以前に任用要件は「郎官」へと變化していた。徳宗初年以後にみえる選補使の例は、徳宗・興元元年（七八四）に嶺南選補使であった右司郎中獨孤愾、徳宗・貞元二十年（八〇四）に嶺南選補使となった考功員外郎陳歸、憲宗・元和二年（八〇七）に嶺南選補使となった職方員外郎王潔の三例のみだが、いずれも郎官が選補使となっており、選補使は「郎官」が指定されていたといえる。²⁴

これに對して「臨時の出使」には、徳宗・建中元年（七八〇）二月に諸道へ派遣された黜陟使の例があり、右司郎中兼侍御史庾何・職方郎中劉灣・刑部員外郎裴伯言・司勳郎中韋楨・禮部郎中趙贊・吏部郎中李承・刑部郎中鄭叔則・禮部員外郎衛晏などの郎官と諫議大夫洪經綸・給事中盧翰・諫議大夫柳載が諸道官員の黜陟を目的として出使した。一見して分かる通り、大半が郎官であるものの、同時に郎官以外の官員（諫議大夫や給事中）も出使しており、黜陟使の任が郎官と密接に結び附いているとは言い難い。同様に他官に交じって郎官が黜陟使として派遣された例として、文宗・開成元年（八三六）二月の黜陟使がある。²⁶黜陟使の外に郎官と他官がともに出使している例には、憲宗・元和四年（八〇九）正月の宣慰使、文宗・開成三年（八三八）八月の宣慰使の例がある。²⁷以上の例において郎官が多く任ぜられる傾向にあったのは確かだが、郎官と他官がともに選任されている以上、郎官であることは必要とされておらず、一京官として出使したといえる。ただし、臨時の出使に郎官が多く選任されたことにも理由がある。白居易が國家の人事を論じた對策では「祕書省と著作局の校書郎と正字、畿・赤縣の主簿と縣尉」から「御史・左右拾遺・左右補闕・郎官」が選ばれ、その中から「左右

丞・六部侍郎・給事中・中書舍人」が選ばれ、さらにそこから「公卿・將相」が選ばれるとされており、郎官は將來の大官として見込まれる優秀な人材が選任されるものであった。臨時の出使は必要性や緊急性が高く、出使目的を的確に達成できる有能な人材が必要であり、そのために郎官が多用されたと思われる。先述した選補使の場合も、「強明清正なる五品已上の官」として優秀な人材である郎官の郎中（從五品上）が多く任用され、郎中の任用が常態化した結果、員外郎（從六品上）を含めた郎官の任用として慣習化したものと思われる。

（2）出使御史

御史が出使する場合には、「御史職務を遂行するための出使」と「臨時の出使」がある。

「御史職務を遂行するための出使」には出使推按がある。これは告發された地方官の不法行爲を出使して調査するものであり、監察御史が充てられて「推事御史」と呼ばれた⁽³⁰⁾。出使推按の例には、高宗・顯慶五年（六六〇）正月の監察御史袁異式による青州刺史劉仁軌の推按、高宗・龍朔二年（六六二）十月の監察御史秦令言による洛州長史許力士の子許欽明の推按、代宗朝の監察御史竇參による湖南判官馬犇の推按、徳宗・貞元十七年（八〇一）三月の御史による衢州刺史鄭式瞻の按問、憲宗・元和四年（八〇九）の監察御史元稹による瀘州監官任敬仲の推按、憲宗朝の監察御史盧則による連州刺史崔簡の推按、武宗・會昌五年（八四五）の監察御史崔元藻と李稠による江都令吳湘の推按などがある。

出使推按の他には、南選制に關わる「監選使」がある。監選使は先述した南選制の實施に際して、選任の公平性を擔保するために置かれ、各選補使に對應して嶺南監選使・福建監選使・黔中監選使が派遣された。『大唐六典』には「凡そ嶺南及び黔府の選補、亦た一人をして、其の得失を監せしむ」（同書卷一三・御史臺・監察御史）とあり、玄宗・開元年間には監察御史の職務として定着した⁽³⁸⁾。監選使の例としては、玄宗・天寶年間に黔中監選使となつた監察御史韋鑑⁽³⁹⁾、憲宗・元和二年（八〇七）八月に嶺南監選使となつた監察御史崔元方⁽⁴⁰⁾がみえ、監選使は監察御史の職務であつたとみなせる⁽⁴¹⁾。

以上は「御史職務を遂行するための出使」であるが、御史の場合も「臨時の出使」がある。御史も郎官と同様に前掲の白居易の對策に言及されており、將來の大官として見込まれる優秀な人材が選任された。そのために有能な人材を必要とする出使に充てられたのである。例としては玄宗・開元五年（七一七）二月の詔敕がある。開元三年（七二五）と同四年（七一六）⁽⁴⁴⁾に蝗害が発生しており、戸部郎中蔡秦客を河北道に、侍御史崔希喬を河南道に派遣し、事後の民情把握と適宜の處理を命じている。派遣された戸部郎中と侍御史の職務は全く異なり、出使の内容がいずれか一方の職務に關係するとは言いがたい。したがって、この場合の郎官と御史は、官職の職務とは關係なく一京官として出使したといえる。

以上で挙げた出使御史の具體例は非常に限られるが、全ての出使が史料に残るわけではない。恐らく他にも御史の出使は存在していたと思われるが、史料を挙げて示し得ないため、以下では三院御史（侍御史・殿中侍御史・監察御史）の出使が頻繁に行われていたことを示しておく。

侍御史の職務には、獄訟および御史臺に提訴された訴訟を推鞠する任があり、これを東西推（兩推）と呼んだ。⁽⁴⁵⁾三院御史は年資の深淺に基づいて各院内の序列が定められており、臺院・殿院・察院各院における年資最深の御史を序列第一位として各院の院長、年資最淺の新人が最下位として序列化し、それぞれに職務を配分した。兩推業務も例にもれず臺院内で割り振りが決まっており、序列第二位の侍御史が西推を擔い、第三位が東推を擔うものとされた。⁽⁴⁶⁾徳宗・建中三年（七八二）九月の御史臺の上奏によれば、兩推を擔う侍御史（知推御史）が出使する場合、新たに知推御史を定める必要があったが、知推御史の交替が兩推業務遂行の妨げとなることを防ぐ目的で、推官を設置して知推御史とともに業務を擔わせることを求め、裁可された。⁽⁴⁸⁾この對應が採られたことは推官を設置して兩推業務の一貫性を確保しなければならない程に知推御史が高頻度で交替したことを示しており、侍御史の出使は比較的頻繁に行われたものと推定される。

殿中侍御史の職務には司農寺太倉と太府寺左藏庫の出納監察を行う監太倉使・監左藏庫使（各一員）や京城内左右街を巡察する左右巡使（各一員）の任があり、開元二十一年（七三三）三月十九日の詔敕では監太倉使・監左藏庫使・左右巡

使の任期を規定し、任期中の交替や出使を禁じる。内容からみて、擔當御史の交替による諸使業務の遲滞を懸念したものである。玄宗・開元元年（七一三）正月には、殿中侍御史が出使によって出拂い、知班要員が不足する事態が発生していた。⁽⁵²⁾このように殿中侍御史は出使によって本務を果たせない状況が発生したため、殿中侍御史の出使制限が實施されたのである。したがって、開元二十一年以前において出使は常態化しており、以後も監太倉使・監左藏庫使・左右巡使以外は出使したと思われる。

監察御史の出使に關聯する慣例・規則は侍御史や殿中侍御史の場合よりも記述が多く残されており、より詳細に把握できる。尙書六部の監察を行う分察使（尙書六部の監察以外に他の諸司も管轄していた）⁽⁵³⁾は監察御史の序列最下位（新人）から順に充てられた。⁽⁵⁵⁾徳宗・興元元年（七八四）十月四日の詔敕では舊例において出使も分察使と同様に序列最下位より充てられ、出使する場合には分察使（六察御史）が交替して業務を補ったと述べた上で、第一位の監察御史に吏部と禮部を、第二位に兵部と工部を、第三位に戸部と刑部を分察させるように分察使の充位順序を變更する。本詔敕において、分察使と出使に關する舊例と分察使の充任順序變更の關係は明示されていないが、詔敕の論理展開を考えれば、朝廷は出使に伴う分察使の交替を問題としており、その解消を目的として分察使充任順序の變更が行われたと見るべきであろう。出使に伴う分察使の交替が問題視され、分察使充任順序の變更を行うまでに至った事實は、監察御史の出使が高頻度で行われていたことを示唆する。

その後、憲宗・元和四年（八〇九）五月には出使業務への對應よりも新人監察御史の能否判斷という目的を優先して舊制に復したが、その結果は分察の機能不全として現れた。文宗・太和七年（八三三）八月七日の冊皇太子德音では、分察使が十分に機能していないことを指摘し、分察使の糾擧すべき案件が他日に發覺した場合、擔當の分察使（本察御史）⁽⁵⁸⁾を處分するとし、分察機能の回復を圖った。しかし、成果は上がらなかったとみえ、翌年九月の御史臺の上奏によって制度變更が行われた。新制では序列上位より分察使に充てるものの、興元元年の改革時とは若干異なり、監察使となる序列第

一位と館驛使となる第二位の監察御史は分察に充てず、序列第三位の監察御史を吏部專察とし、第四位以下をその他の分察に充てるとした。制度變更の内容は異なるものの、趣旨は興元元年の改革と同様であり、監察御史に對する出使の要請は、繼續的に存在していたといえる。

(3) 出使郎官・御史による監察

以上に「出使郎官」や「出使御史」の諸形態を示したが、これらが「出使郎官・御史」という形で史料に初出するのは、代宗・大曆六年（七七二）六月の詔敕である。

〔大曆六年〕六月、詔して曰く「今より已後、所在に閉糴し及び榷税を隔截するを得ず。如し輒りに違犯すれば、所繇「由」官節級に科貶せよ。仍お御史臺及び出使郎官・御史に委ね、訪察して聞奏せしめよ」と。〔冊府元龜〕卷六

四・帝王部・發號令門三

本詔敕では、地方官に對して各所における閉糴と榷税の隔截を禁止、御史臺と出使郎官・御史に訪察させるとする。閉糴は諸道州縣が管内にある穀物の管外移出を禁ずる行爲であり、管外移出による穀物不足を防ぐ目的があつたが、穀物の餘剩地域から不足地域への移動を妨げるものであつた。⁽⁶⁰⁾ 榷税の隔截は、專賣税の收納を妨礙する行爲、すなわち專賣品の買入に必要な見錢の管外移出の禁止（禁錢）や專賣税の收納機關に集められた見錢の中央への送付を妨礙する行爲である。⁽⁶¹⁾ 鹽の專賣は安史の亂で疲弊した財政の再建のために始められ、代宗・永泰元年（七六五）正月に鹽鐵使となつた劉晏の權鹽法改革によつて專賣收入は大幅に増大した。⁽⁶²⁾ しかし、見錢拂である專賣收入の増加は取りも直さず消費地からの見錢流出であり、諸道州縣は管内に錢貴物賤をもたらず見錢不足を防止するために榷税を隔截したとみられるが、これは唐朝の專賣收入減少と更なる見錢不足を招いた。⁽⁶³⁾

藩鎮や州縣が管内の利益を案じて閉糴と榷税の隔截を行った結果、唐朝全體の利益を損ない、安史の亂後における國家

再建の障礙となった。権税の隔截は專賣収入の大幅増加をもたらした劉晏の権鹽法改革の影響が大きいと考えられ、本詔敕以前に類例はみえないが、閉糶は玄宗・開元二年（七一四）閏二月十八日の詔敕⁽⁶⁶⁾と肅宗・上元元年（七六〇）九月の詔敕⁽⁶⁷⁾にみえる。この際の對處は「當處の長吏」や「諸節度・觀察」に指示され地方に任されたが、地方政廳が起す問題行為の解決を地方任せにした結果、閉糶問題は解決しなかつたようである。この教訓を踏まえて、大曆六年では朝廷の耳目として御史臺と出使郎官・御史に地方の取り組み状況を訪察させることで、禁令の實効性を擔保する方法が新たに導入されたものと推察される。

これ以後、出使郎官・御史に對する訪察命令が數多く下されており、兩稅外徵收や貨財の聚斂、聽取における拷問死、喪葬嫁娶や車馬衣服などの規定違反、詔敕・赦令の不勵行、州縣倉庫の減耗、貨財の聚斂による贈賄、地方官の政績調査、閉糶禁錢、改定刑罰遵守の狀況、節度使・防禦使による羣盜取締り、券牒の不適正使用など地方行政から社會制度に至る廣範な事象において命じられるようになる。では、その監察の實態はどのようであつたのだろうか。次に出使郎官・御史による監察の實態を検討する。

（4）監察の實態

出使御史による監察の實態は、元稹の「彈奏劍南東川節度使狀」および「彈奏山南西道兩稅外草狀」より窺い知ることができる。憲宗・元和四年（八〇九）三月一日に監察御史元稹は敕命を奉じ、瀘州監官任敬仲の贓犯を詳覆するために劍南東川詳覆使として出使した。劍南東川道に至つた元稹は、故劍南東川節度使嚴礪の詔敕違犯を知り、彈劾するに至る⁽⁸⁰⁾。彈劾された嚴礪の行爲は、「管内官民の資産沒收」と「兩稅外徵收」である。彈劾文では前者の彈劾根據を「前後制敕に准るに、『出使御史をして、所在に不法を訪察し、狀を具して奏聞せしめよ』とあり⁽⁸¹⁾とし、後者の彈劾根據を「前後の制敕及び毎歳の旨條に准るに、『兩稅留州・留使錢の外、加率せる一錢一物、州府長吏竝びに枉法計贓に同じ、仍お出使

御史をして訪察して聞奏せしめよ』とあり⁸²としており、元稹が法令に従って弾劾した様子を見て取れる。

加えて「彈奏山南西道兩稅外草狀」には、御史が長安出發後に下された法令に對應する狀況も見て取れる。この彈劾文は、元稹が劍南東川詳覆使の任にあつた際、山南西道で行われていた「兩稅外徵收」を弾劾したものである⁸³。元稹は「元和元年已後三度の赦文・毎年の旨條に准るに、『兩稅留州・留使錢外の加率、一錢一物、州府長吏、並びに枉法贓を以て論ず』とあり⁸⁴」、「今年二月三日制節文に准るに、『諸道兩稅外權率、比來制敕の處分、丁寧ならざるに非ず。聞くが如くんば或いは未だ遵行せず、尙お欺弊有り、永く奉法を言い、事理當然なり、長吏に申敕し、明らかに禁斷を加えよ。如し刺史使牒を承け界内に權率せば、明らかに懲責を加え、仍お御史臺及び出使郎官・御史に委ね訪聞して聞奏せしめよ』とあり」と彈劾根據を引き、山南西道管内で行われている兩稅外徵收の關係者の處分を求める。

この彈劾文で注目すべきは、彈劾根據として挙げる「今年二月三日制節文」である。彈劾文では「今年二月三日制節文」とするが、ほぼ同文は憲宗・元和四年（八〇九）閏三月三日の「元旱撫恤百姓德音」⁸⁵にある。文言がほぼ一致する狀況からみて、「今年二月三日制節文」は德音の一部を制節文として引用したものであり、「彈奏山南西道兩稅外草狀」において「二月三日」とする日附は「閏三月三日」の誤記か誤傳と考えられる。「彈奏山南西道兩稅外草狀」に引かれた本德音は、同様に兩稅外徵收を弾劾した「彈奏劍南東川節度使狀」には引かれていない。元稹は彈劾文において彈劾根據とする詔敕を事細かに列擧しているにもかかわらず、本狀で德音が引用されていないということは、作成時點ではまだ德音が下されていないなかったか、劍南東川道に德音が届いていなかったとみるべきである。したがって、「彈奏劍南東川節度使狀」は閏三月三日の德音が未着の時期に作成され、「彈奏山南西道兩稅外草狀」は元稹の手にて德音が届いて後に作成されたと推定できる。これによって、出使中の元稹は長安出發後に下された德音が手元に届いた時點で最新の法令として山南西道における兩稅外徵收の彈劾に適用したと考えられる。

また、出使郎官・御史に監察を命ずる詔敕には、概して「訪察して聞奏せしめよ」と指示されており、一見すれば出使

中に監察を行い、歸朝後は聞奏を要するように讀める。しかし實態は宣宗・大中十三年（八五九）十月九日の嗣登寶位敕で「切に察訪を加えしむるべし。如し違越有らば、則ち具して奏聞せよ」と指示するように、監察の結果、詔敕違犯が發見された場合に奏聞するものであり、問題がない場合は聞奏の必要は無かったと考えられる。出使郎官・御史の本来の任は出使目的の達成であり、歸朝時に最も必要な聞奏は出使目的に關する報告である。詔敕で指示される監察事項は出使郎官・御史にとっては附加的な任務にすぎず、全てを逐一報告したとは考えにくい。その結果、出使郎官・御史による監察の實効性は彼らの姿勢に依存することになり、監察の成果は擧がらなかったとみられる。文宗・太和七年（八三三）閏七月五日の詔敕⁽⁸⁷⁾では、從來命じられてきた「違法の徴科」や「刑政の冤濫」に對する出使郎官・御史の訪察が成果を擧げていない點を指摘し、出使郎官・御史が通過する州縣において州縣官の政績や民衆の疾苦、水旱害の狀況について條録して聞奏させるとする。その上で郎官は尙書都省の左右丞が監督し、法官（御史）は大理卿が監督し、歸朝時の朝見後五日以内に聞奏し、同時に中書門下にも報告させるとした。從來、必要に應じて聞奏が行われた出使郎官・御史による監察の實効性を向上させるために、それぞれの監督官が定められ、監察項目の條録・聞奏の期限まで設定されるに至り、出使郎官・御史による監察が整備される動きといえる。ただし武宗・會昌元年（八四一）正月の詔敕⁽⁸⁸⁾では、出使郎官・御史に對して從來通り「訪察して聞奏せしめよ」と命じており、太和七年の施策は州縣官の政績と民情の把握に限定されたものであつて、詔敕に特記されない限り、これ以後も出使郎官・御史による監察の報告は、必要に應じて聞奏を行う形で實施されたと考えられる。

監察結果の報告以外にも、出使郎官・御史による監察の問題點は存在する。そもそも、この監察方法は「出使」を前提する以上、本質的に出使期間中しか監察できないという時間的限界と出使時の移動範囲しか監察できないという空間的限界があり、極言すれば出使がなければ監察も行われないため、恆常的に機能する監察とは言い難い。この監察が始められた當初は、郎官や御史の出使が頻繁に行われ、實効性のある地方監察になり得ると判斷されたと思われるが、監察の需要

に應じて新たな監察方法が摸索されることになる。

第二章 憲衛保持者と監察

(1) 知院官中の憲衛保持者に對する權限付與

唐後半期の詔敕において監察擔當者として出使郎官・御史とともに明示される巡院が地方監察に關與する狀況は、文宗・開成四年（八三九）四月の御史中丞高元裕の上奏に詳しい。

〔開成〕四年四月、御史中丞高元裕奏すらく「伏して以うに、天下三司監院官の御史を帶ぶる者、從前之を外臺と謂い、以て所在の風俗を察訪し不法を按擧するを得。元和四年、御史中丞李夷簡亦た會て奏すらく『知監院官、多く是れ臺中の寮屬たり。伏して請うに、委ぬるに各おの本道使司及び州縣の、格敕に違う・不公等の事有るを訪察するを以てせんことを』と。能く遵行すること罕にして、歲月既に久し、事須らく振起すべし。伏して請うらくは、今より已後、三司知監院官の御史を帶ぶる者、竝びに臺司に屬せしめ、凡そ公事を紀綱する有らば、以て指使するを得んことを」と。之に從う。〔宋本冊府元龜〕卷五一六・憲官部・振擧門）

御史中丞高元裕は、從來、御史臺の官衛（憲衛）を帶びる三司監院官（知院官）⁸⁹が外臺と呼ばれ、所在地において風俗の察訪や不法の取締りを實施する存在であったと指摘し、憲宗・元和四年（八〇九）に御史中丞李夷簡が知監院官（知院官）に諸使・州縣の違法行爲や不公正を訪察させる旨の上奏を行ったものの、訪察は機能しなかつたと述べる。その上で高元裕は、知院官中の憲衛保持者を御史臺に所屬させ、公事の取締りを指揮させることを求め、上奏は裁可された。また、ここに引かれる御史中丞李夷簡の上奏は、次の記事に對應する。

〔元和〕四年十二月、御史中丞李夷簡奏すらく「諸州使兩稅外の雜權率及び敕に違う不法の事有り。請うらくは、諸

道鹽鐵轉運・度支巡院をして察訪せしめ、狀臺司に報じ、以て憑りて聞奏せんことを」と。之に従う。（『唐會要』卷八八・鹽鐵）

御史中丞李夷簡は諸道・諸州において兩稅外徵收や詔敕に違犯する官吏が存在することに言及し、諸道の鹽鐵轉運・度支使下の巡院に監察を行わせ、その結果を御史臺に報告させて聞奏することを求めた。高元裕の上奏に引かれる李夷簡の上奏には、『唐會要』所載のものにはみえない「知監院官、多く是れ臺中の寮屬たり」という李夷簡の現状認識が記される。文字通り讀めば、知院官の多くは御史臺の同僚・下屬であったと讀めるが、後に御史臺への報告や統屬關係が設定された點を考慮すれば、知院官の多くが憲銜を帯びていたことを意味するのであろう。以上を整理すれば、元和四年に憲銜を帯びた知院官による監察結果の御史臺への報告が規定されたことで、御史臺と知院官の間に統屬關係が発生し、開成四年にはこの關係を更に進めて、憲銜を帯びる知院官を御史臺に所屬させることで、地方監察における統屬關係を明確にしたのである。

「はじめに」で紹介したとおり、陳「二〇〇九b」はこの動向について財政三司巡院が次第に御史體制に取り込まれたもので、御史監察體制の擴充・延伸と理解する。しかし、御史臺との統屬關係が定められたのは巡院ではなく、知院官中の憲銜保持者である。したがって、より正確に言えば、知院官中の憲銜保持者が地方監察の職務においては御史臺に取り込まれ、御史の一部として機能したとみるべきである。唐後半期における憲銜は、實際に御史の任にある官人が帯びる場合以外、官界での序列を示す名目的職事官（階官⁹¹）であったが、少なくとも元和四年の李夷簡の上奏以後において知院官が帯びる場合には、監察職務を擔う御史本來の性質が前面に出ることになったのである。なお、『唐會要』所載の李夷簡の上奏では巡院が監察を行ったかにもえるが、高元裕の上奏を参照することで、元和四年における監察擔當者が「知院官中の憲銜保持者」であったと知り得る。この事例は、單に「巡院」とのみ記す場合であっても、「知院官中の憲銜保持者」を指すことがあることを示唆するものである。

李夷簡の上奏は地方監察における巡院（知院官中の憲衛保持者）の關與を示す最初期の記事であるが、上奏の背景には同年閏三月三日に下された「亢旱撫恤百姓德音」とこれに絡む事件が存在する。本德音は長引く旱魃に對處するために企劃され、翰林學士李絳と白居易の奏請を受けて、百姓の負擔を軽減する政策が盛り込まれた。⁽⁹²⁾ その一部が「兩稅外徵稅」と「諸道の進奉」の禁止である。德音⁽⁹³⁾では從來禁止されてきた兩稅外徵收について今一度その禁止に言及し、その訪察を御史臺と出使郎官・御史に委ねる。また諸道の進奉は例外を設けて禁止され、違犯して進奉された品は左藏庫に納め、御史臺が名を具して聞奏するとし、進奉停止後も從來通り財貨を聚斂する者は、出使郎官・御史が訪察して聞奏することとした。⁽⁹⁴⁾

兩稅外徵收と進奉に伴う聚斂は不要の徵收であり、百姓の負擔軽減の目的で禁止行爲として德音に盛り込まれたが、その實效性には疑問が残る。德音が下された翌月、山南東道節度使裴均が宦官と通じて銀器千五百餘兩を進奉する事件を起こしている。⁽⁹⁵⁾ 裴均の進奉について翰林學士李絳は「陛下の意を試す」ものとし、翰林學士白居易も「朝廷を試し、其の可否を嘗さんと欲す」るものと指摘する。⁽⁹⁷⁾ 時人の認識では、公然と法を蔑ろにし、朝廷を試す挑戰的行爲であったが、裴均は宦官の協力のみを頼りに進奉を強行したわけではなかった。前年の元和三年（八〇八）正月十一日の敕文では、藩帥が離任して歸朝する際に藩鎮の金錢を持ち出して進奉することを禁じたが、同年三月には前山南西道節度使柳晟と前浙東觀察使閻濟美の進奉が御史中丞盧坦によって彈劾された。⁽⁹⁶⁾ 當初、憲宗は兩者を詔敕違犯ではないとして處罰せずに進奉品を受け取ったが、盧坦の言に動かされ、進奉品を内庫ではなく有司（恐らくは左藏庫）に納めることで示しをつけることとした。しかし、禁令違犯を處罰しなかったため、元和三年の敕文の禁止條項は空文化する。

元和四年閏三月の德音は、このような状態の改善を圖るために、御史臺や出使郎官・御史による監察を新たに規定して實效性の強化を圖つたとみられるが、禁令違犯が處罰されなかった前年の例もあり、裴均によって朝廷の姿勢が試されるに至つたと推測される。このように公然と詔敕が無視される状況の下、同年十二月に李夷簡の上奏が行われ、兩稅外徵收

と詔敕違犯（諸道の進奉を含む）に關して、從來活用されてきた出使郎官・御史だけでなく、知院官中の憲衛保持者に監察を指示することとなった。先述したように恆常的に監察できない出使郎官・御史とは異なり、全土各地に遍在し、地方に常駐する巡院（知院官中の憲衛保持者）を利用して常時監察させることで、監察の實效性向上を狙ったものと推察される。しかし、これ以降も状況は改善せず、元和十四年（八一九）七月の宣武軍節度使韓弘および神策護軍中尉による進奉や敬宗・長慶四年（八二四）七月の夏綏節度使李祐による入朝時の進奉が發生しており、開成四年の高元裕の上奏で「能く遵行すること罕にして、歲月既に久し」と言及されたように、實効性は無いに等しい状態が長く續いた。そうした状況にあつて、開成四年に御史臺と知院官中の憲衛保持者の間に統屬關係が明確に設定され、更なる監察強化が圖られたものと考えられる。

以上で挙げた「兩稅外徵稅」と「諸道の進奉」以外にも、元和四年以後において知院官中の憲衛保持者が監察を命じられたものには、閉糶禁錢、州縣が作成した戸帳及び墾田帳簿の記載不正や調査ミス、詔敕・赦令の不勵行、藩帥・刺史等による貨財聚斂による贈賄、地方官の政績調査、券牒の不適正使用などが確認でき、知院官中の憲衛保持者の監察への活用が多方面にわたつて擴大したことが分かる。

（2） 觀察使幕職官中の憲衛保持者に對する權限付與

憲衛保持者への監察權限付與は財政諸使下巡院に留まらず、藩鎮でも實施される。宣宗・大中四年（八五〇）八月の御史中丞魏謩の上奏を見てみよう。

〔大中四年〕八月、刑部侍郎・御史中丞魏謩奏すらく「諸道州府の百姓臺に詣りて訴事し、多く御史を差して推効せしむ、臣州縣を煩勞せんことを恐れ、先に度支・戸部・鹽鐵院官の憲衛を帶ぶる者を差して推効せしめんことを請う。又た各おの三司使の申を得るに、稱すらく『院官の人數多からず、例として院務を專掌し、課績を辦せず』と。

今諸道觀察使幕中の判官、少なくとも五六人を下らず、其の中の憲銜を帯ぶる者より委ねて推効せしめんことを請う。如し累りに推して勞有り、能く冤滯を雪ぎ、御史臺官を闕かば、便ち奏用せしめん」と。之に従う。（『舊唐書』卷一八下・宣宗本紀）

これによれば、諸道州府の人々が御史臺に直訴するため、御史を派遣して推効する例が多くなつたが、魏謩は御史による調査活動が州縣に負擔をかけることを恐れ、度支・戸部・鹽鐵使下の憲銜を帯びる院官（知院官）に御史の代替として推効させようとした。しかし巡院を管轄する三司使が知院官の人員が多くないことを理由に難色を示したため、魏謩はこれを斷念し、少なくとも諸道に五・六人は置かれてゐる觀察使下幕職官中の憲銜保持者に推効させることを提案し、これが認められた。

ここで取り上げられた御史臺への直訴は、すでに大中初年より問題となつてゐた。大中元年（八四七）四月の御史臺の上奏によれば、戸婚・田土・利息・賣買などに關する訴えは、はじめに所管の府縣・諸軍・諸使へと訴えるべきであつたが、手順を無視して御史臺へ直訴する例が多く、御史臺を煩わしてゐた。この狀況に對して、從來通り、所管の府縣・所司で訴訟を行うこととし、審理に問題があつた場合に限り、御史臺へ訴えることを認め、審理を擔當した推官の處分も定めた。しかし、その後も御史臺への訴えは減少せず、大中四年の魏謩の上奏が行われるに至る。魏謩は提案を行った理由を「州縣を煩勞せんことを恐れ」とするが、大中元年の御史臺の上奏に「煩褻なること既に甚だしく、弊を爲すこと頗る深し」とあるように、多くの業務を抱える御史臺にとつて百姓の直訴は厄介事と化しており、これを地方で處理させることが最大の目的であつたとみられる。その際に、地方で推効に當たる役目選ばれたのが、各地に遍在し、地方に常駐する性質ゆえに、多くの監察権限を付與され、御史臺の管理下で地方監察の一翼を擔つてきた実績のある知院官（中の憲銜保持者）であつた。これに三司使が反對した結果、代案とされたのが觀察使幕職官（中の憲銜保持者）である。魏謩はこれを代案とした理由として一定數の人員を確保できる點を擧げるが、その前提として巡院と同じく各地に遍在し、地方に常

駐する點が重視されたことは明らかである。

大中四年に知院官の不足を理由に觀察使幕職官中の憲銜保持者へ監察權限が付與されたが、翌大中五年（八五二）七月の詔敕^⑩では、諸道觀察使と出使郎官・御史に加えて所在の巡院に對して、券牒の不適正使用を覺察するよう命じており、大中四年以降も知院官中の憲銜保持者が活用されている。したがって、魏謩の上奏は知院官中の憲銜保持者へ監察權限を付與する現狀を維持しつつ、さらに觀察使幕職官中の憲銜保持者にも監察權限を擴大する方針であつた點に留意したい。なお、大中四年以降に觀察使幕職官中の憲銜保持者やその他の憲銜保持者に對する監察權限付與が行われたとする記事は見出せず、觀察使幕職官中の憲銜保持者がこれ以降も活用されたのか、またその他の憲銜保持者にも監察權限が擴大されたかは知り得ない。

既述の通り、知院官中の憲銜保持者は御史臺の管理下にあつたが、御史臺と觀察使幕職官中の憲銜保持者の關係については上奏に明示されていない。しかし魏謩の上奏では、御史臺に缺員が生じた際に推効で實績を上げた者を補充要員として奏用する規定を設ける。幕職官から正員の御史への榮達という恩賞は、推効の實効性を確保する措置であるが、實績に基づいて御史臺が奏用すると定められる以上、推効の結果は御史臺に報告されたと考えられ、觀察使幕職官中の憲銜保持者も御史臺の統制下にあり、知院官中の憲銜保持者とおおよそ同じ狀況であつたと推察される。

（3）巡院による監察の實態 —— 憲銜を利用した權限付與

魏謩の上奏は、地方監察と憲銜の關係について重要な事實を示す。それは御史の代行を提案する際、はじめに三司使下知院官、ついで觀察使幕職官中のいずれも憲銜保持者を指定した點である。これは眞御史（正式に任命された御史）^⑪ではな
い者が御史を代行する根據が、憲銜にあることを示している。巡院が監察に關與することを示す史料には、單に巡院や分
巡院とのみ記されることが多く、それが知院官中の憲銜保持者に限定されているのか、文字通り巡院という組織であるの

か、一見すると判然としない。それゆえに先行研究では、巡院が地方監察を擔つたと解釋されてきた。⁽¹¹⁾しかし魏書の上奏を考慮すれば、朝廷の意向はあくまでも憲衡保持者に對する監察權限の付與であり、巡院に監察權限を與えたとは言い難い。

さらに、高元裕の上奏が行われた元和四年（八〇九）以前から巡院が地方監察を擔つていたとの見方がある。⁽¹²⁾確かに元和四年以前、巡院に訪察を命ずる詔敕はあるものの、事例は非常に少なく、内容を見ると、銅器賣買と銷錢を禁止し、所在の長吏と巡院に對して共に勾當して訪察することを命じたものである。⁽¹³⁾この内容は經濟活動と密接に關わっており、私鹽の取締りを擔つた巡院が經濟犯罪取締りの延長線で監察を命じられたのではなからうか。これに對して元和四年以後に指示される監察は、經濟活動や財政の範疇を超えて地方行政に及んでおり、監察内容に變化がみられる。地方監察の強化という目的を考えれば、巡院は全土各地に遍在し、その官員は地方に常駐するため、地方行政を常時監察させるには最適であったが、本来財政諸使の地方出先機關に過ぎない巡院やその官員に地方行政監察の權限はない。そこで着目されたのが、多くの知院官が階官として帯びていた憲衡であり、元和四年に御史臺との統屬關係を構築することで、御史の官衡が元來有した監察官の性格を前面に押し出し、地方行政監察を行う裏付けとしたのである。

おわりに

本稿で検討した「出使郎官・御史」と「巡院（知院官中の憲衡保持者）」による監察を今一度整理し、唐後半期における地方監察の展開と全體像を示す。

安史の亂後、國家再建を進める最中の大曆六年、財政政策の障礙となる藩鎮・州縣による閉糶と權稅の隔截に對して掣肘を加えるために「出使郎官・御史」による監察が導入され、以後この監察方法は多方面で行われる。出使郎官・御史による監察は、多様な目的で出使する全ての郎官や御史が出使の目的地および通過地において、出使郎官・御史に監察を指

示する詔敕を参照して詔敕違犯を監察し、違犯を發見した場合に聞奏を行うものであった。このような監察方法をとつたため、その実効性には疑問符が附く。

憲宗朝初期には詔敕違犯への對應の甘さから禁令の実効性は薄く、従来の出使郎官・御史に加えて新たな監察擔當者を用いることで監察の強化が圖られた。元和四年、兩稅外徵收と諸道の進奉の禁止において「知院官中の憲衛保持者」による監察が導入され、この監察方法も多方面へと擴大する。巡院は全土各地に遍在し、その官員は地方に常駐するため、地方の對象を常時監察するのに最適であつたが、地方行政監察は巡院の職掌を超えるものであつた。このような巡院の官員（知院官）を監察に利用するために、多くの知院官が階官として帯びていた憲衛を監察實施の裏附けとして利用し、大中年には知院官中の憲衛保持者の不足を理由に「觀察使幕職官中の憲衛保持者」にまで監察權限が與えられた。このように唐後半期の地方監察は、その強化のために監察擔當者が擴大される向きにあつた。また従來、「巡院」が地方監察を行うとみられてきたが、實態は「（知院官中の）憲衛保持者」への監察權限の付與であり、唐後半期に御史臺以外で地方監察を擔つた存在は「出使郎官・御史」と「（知院官中・觀察使幕職官中の）憲衛保持者」であつたといえる。

唐後半期において出使郎官・御史と憲衛保持者による監察の利用は擴大したが、いずれも包括的な監察權限は付與されず、出使郎官・御史や憲衛保持者に付與された監察權限は、監察擔當者として明示された法令に限って發揮されたものであつた。この點は詔敕における監察擔當者の示し方から判明する。一例として「藩鎮等による貨財の聚斂」の禁止をみてみよう。元和四年閏三月の德音⁽¹⁵⁾において諸道の進奉を禁じたことは第二章で言及したが、同時に進奉停止後における貨財の聚斂を禁じ、その監察擔當者として「出使郎官・御史」を擧げる。同様に藩鎮・刺史等による貨財の聚斂を禁じた文宗・太和七年（八三三）八月七日の冊皇太子德音⁽¹⁶⁾では、監察擔當者として「度支・鹽鐵分巡院」を擧げる。兩德音は藩鎮等による貨財の聚斂という同じ行爲を禁ずるが、後者が下されたことで監察擔當者が變更されたと考えられる。ただこの事例について、監察擔當者の變更ではなく、従来の「出使郎官・御史」に加えて「度支・鹽鐵分巡院」が監察擔當者と

なったとの見方も可能かもしれない。

しかし、唐代の詔敕では同内容の監察について監察擔當者を明示する場合、先行法令で既に規定される監察擔當者であつても省略せずに明記している。例えば、兩稅外徵收を禁じた元和四年閏三月の德音⁽¹⁶⁾では「御史臺及び出使郎官・御史」に訪察を命じ、同様に兩稅外徵收を禁じた文宗・太和三年(八二九)十一月十八日の南郊大赦⁽¹⁷⁾では「御史臺及び出使郎官・御史並びに所在の巡院」に訪察を命じる。後者によつて「所在の巡院」が監察擔當者に追加されるが、前者で規定される「御史臺」と「出使郎官・御史」も省かずに明記する。これを参考にすれば、藩鎮等による貨財の聚斂の禁令においては、監察擔當者が出使郎官・御史から度支・鹽鐵分巡院へと變更されたと見るべきである。以上の事例から考えて、出使郎官・御史や憲衛保持者が監察擔當者として明示された法令に限つて監察權限を發揮したと理解できる。

第一章で言及した通り、出使郎官・御史による監察の实效性は出使する郎官・御史の姿勢に依存したとみられ、また「出使」を前提とする以上、自ずとその監察には限界があつた。このような出使郎官・御史は、地方において常時監察に従事可能な知院官中の憲衛保持者が監察に利用されはじめたことにより、地方監察における利用價値は低下したように思われる。それにもかかわらず、出使郎官・御史は憲衛保持者と併用され續けたわけであるが、これは巡院の官員(知院官)に監察權限を付與したとしても十全に監察機能を發揮するとは限らなかつたためと考えられる。穆宗・元和十五年(八二〇)二月五日の即位大赦⁽¹⁸⁾によれば、度支・鹽鐵巡院が州縣の差科を逃れようとする富商高戸を影占したために、州縣の業務が阻礙されるといふ事態が発生しており、同様の状況は僖宗・乾符二年(八七五)正月七日の南郊大赦⁽¹⁹⁾にも見出せる。このように巡院の官員(知院官)は、地方に常駐するがゆえに地方で背任行爲をなす可能性を抱えており、當然ながらその監察も一概に信頼に足るとは言い難く、監察權限を得た場合に利益追求に用いられる可能性もあつた。しかし、唐後半期において藩鎮や州縣に對する監察強化の必要性は高まつており、知院官の利用は避け得なかつたのである。そこで、出使郎官・御史と知院官の問題點を承知の上で兩者を併用し、監察命令を下す際には包括的な監察權限を與えずに限

定的な権限を與えることで、背任行爲を犯す懸念のある人員が権限を濫用して無用の被害を生むリスクを避け、更に兩者を状況に応じて使い分け、相互に補完させることで、兩者の監察機能の維持を圖つたのである。このように、唐朝が監察権限を付與する對象を擴大していった背景には、一概には信頼を置けない人員を利用しなければならぬ状況の下、監察擔當者の多様性を確保することで、地方に對する監察機能が完全に喪失する事態を防ぐ目的があつたと推測される。

本稿では「出使郎官・御史」と「巡院（知院官中の憲衛保持者）」による監察の検討を通じて唐後半期における地方監察制度の展開と全體像を追究したが、史料の關係上、宣宗の大中年間以前における展開を示すに止まり、唐末の混亂期における状況や五代・宋への展開については論及できなかつた。これらの點は今後の課題としたい。

註

- (1) 御史臺は長官の御史大夫一員(從三品、後に正三品)と通判官(次官)の御史中丞二員(正五品上、後に正四品下)が御史臺官を統括した。この長貳の下に臺院・殿院・察院の三院が存在し、それぞれに侍御史四員(從六品下)・殿中侍御史六員(從七品上)・監察御史十員(正八品上)が所屬した。この三院御史が御史臺による監察の實働人員である。侍御史は「糾擧百僚」と「推鞠獄訟」を職掌とし(『大唐六典』卷一三・御史臺・侍御史)、殿中侍御史は「殿庭供奉の儀式」を掌り(同書卷一三・御史臺・殿中侍御史)、監察御史は「分察百僚」と「巡按郡縣」、「糾視刑獄」、「肅整朝儀」を職務とした(同書卷一三・御史臺・監察御史)。三院御史の員數は『大唐六典』及び『舊唐書』職官志の記載と『新唐書』百官志の記載で異なっている。
- (2) 『大唐六典』・『舊唐書』職官志では侍御史四員・殿中侍御史六員・監察御史十員とするが、『新唐書』百官志では侍御史六員・殿中侍御史九員・監察御史十五員とする。ただし徳宗・貞元年間に成立した『通典』の職官典には、侍御史四員・内供奉二員、殿中侍御史六員・内供奉三員、監察御史十員・裏行五員とあり、『新唐書』百官志に記載される員數は、正員の御史に内供奉と裏行を加えた員數と考えられる。
- 四) 徐式圭「一九三七」、築山治三郎「一九六四」、根本誠「一九六九」、八重津洋平「一九七〇」、同「一九七一」、任育才「一九七五」、張碧珠「一九七六」、王壽南「一九八六」、龍大軒「一九八八」、胡滄澤「一九九三」、胡寶華

- 〔一九九五〕(邦文)、胡寶華〔二〇〇三〕、同〔二〇〇五〕、張東光〔二〇〇五〕、松本保宣〔二〇〇七〕、陳璽〔二〇一〇〕などがある。
- (3) 唐前半期の監察使臣や右御史臺、按察使・採訪使の研究は、龍大軒〔一九八七〕、日野開三郎〔一九八一〕、何汝泉〔一九八九〕、池田温〔一九八九〕(中文)、鄭炳俊〔一九九四〕、任大熙〔二〇〇〇〕などがある。また胡寶華〔二〇〇五〕は、唐前半期の監察方式を二種類に大別する(二二三頁)。第一に中央が地方に對して實施する監察であり、監察御史と十道按察使のような定期的な監察方式を擧げる。第二に地方政府が實施する監察であり、都督・刺史の系統、錄事參軍・主簿の系統、朝集使の系統、採訪使の系統を擧げる。
- (4) 『文苑英華』卷四二八・翰林制詰九・敕書九・太和三年十一月十八日敕文「…。天下除二稅外、不得輒有科配。其擅加雜權率、一切宜停。仍令御史臺及出使郎官・御史并所在巡院、嚴加訪察。…」
- (5) 高橋〔一九七八〕。
- (6) 賈玉英〔二〇〇四〕、陳〔二〇〇九 a〕、同〔二〇〇九 b〕。
- (7) 高橋〔一九七二〕、同〔一九七三〕、同〔一九七六〕、同〔一九七八〕、同〔一九八二〕、〔一九八六〕、同〔一九九五〕、同〔一九九七〕があり、他の研究には賈憲保〔一九八四〕、齊濤〔一九九一〕などがある。
- (8) 高橋〔一九七三〕。
- (9) 高橋繼男氏によれば、巡院の長官たる知院官は、知巡院官や監院官、知監院官、院官などとも呼稱されていた(同〔一九九五〕、六〇〇頁)。同稿では、度支巡院・鹽鐵轉運巡院の長官を總稱して知院官の語を用いており(鹽鐵轉運巡院の中でも上級官司に當たる留後院の長官である「留後」を含む)、本稿も高橋氏の定義に従う。
- (10) 高橋〔一九七六〕三九頁。
- (11) 高橋〔一九八二〕。
- (12) 高橋〔一九七八〕、四五頁。
- (13) 妹尾達彦〔一九八〇〕、一八六頁。
- (14) 寧欣〔一九八九〕、二三頁。
- (15) 『通典』卷二二・職官典四・尚書上・歷代郎官「…。今尚書省有左右司郎中各一人、員外郎各一人、分管尚書六曹事。其諸曹諸司郎中總三十人、員外郎總三十一人、通謂之郎官、尤重其選。…」
- (16) 南選制の研究には中村裕一〔一九八二〕がある。
- (17) 『舊唐書』卷五・高宗本紀下「上元三年八月」壬寅、置南選使、簡補廣・交・黔等州官吏。」
- (18) 中村〔一九八二〕、四頁。
- (19) 『唐會要』卷七五・選部下・南選「上元三年八月七日、敕「桂・廣・交・黔等州都督府、比來所奏擬土人首領、任官簡擇。未甚得所、自今已後、宜准舊制、四年一度、差強明清正五品已上官、充使選補。仍令御史同往注擬。其有應任五品已上官者、委使人共所管督府、相知具條景行・藝能・政術堪稱所職之狀奏聞。」

- (20) 『唐會要』卷七五・選部下・南選「大曆十四年十二月二日、敕「南選已差郎官、固宜專達。自今已後、不須更差御史監臨。」」
- (21) 『宋本冊府元龜』卷六三〇・銓選部・條制門二「〔興元元年〕十一月、嶺南選補使・右司郎中獨孤慚奏「伏奉建中四年九月一日敕選補條件、所注擬官、便給牒放上至上都、付吏部團奏、給告身。」敕旨「准式處分。」」〔本稿では、宋本の存する部分は『宋本冊府元龜』と表記して宋本を用い、宋本の缺く部分は『冊府元龜』と表記して明本を用いる。〕
- (22) 『宋本冊府元龜』卷五二〇下・憲官部・彈劾門三下「韓泰爲監察御史。貞元二十年、考功員外郎陳歸爲嶺南選補使、選人留放、注官美惡、違背令文、唯意出入、復供求無厭、郵傳患之。泰奏劾得罪。」
- (23) 『舊唐書』卷一四・憲宗本紀上「〔元和二年八月〕甲子、以職方員外郎王潔爲嶺南選補使、監察御史崔元方監之。」
- (24) 郎官が選補使に充てられる事例には、玄宗・天寶年間に嶺南選補使であった都官郎中徐浩の例もある（『新唐書』卷一六〇・徐浩傳）。しかし、都官郎中（從五品上）は當初の任用要件（強明清正なる五品已上の官）にも該当するため、任用要件が變化して以後の事例とは断定できない。したがって、嶺南選補使の徐浩が「郎官」である点をもって「郎官」を指定する出使の事例に含めることは控える。
- (25) 『宋本冊府元龜』卷一六二・帝王部・命使門二「建中元年二月、發黜陟使分往天下。以右司郎中兼侍御史庾何巡京畿、職方郎中劉灣往關内、刑部員外郎裴伯言往河東・澤潞・磁邢等道、司勳郎中韋楨往山南西道・劔南東西川、禮部郎中趙贊往山東・荊南・黔中・湖南等道、諫議大夫洪經綸往魏博・成德・幽州等道、給事中盧翰往河南・淄青・東都畿等道、吏部郎中李承往淮西・淮南等道、諫議大夫柳載往浙江東西道、刑部郎中鄭叔則往江南・江西・福建等道、禮部員外衛晏往嶺南五管。…」
- (26) 『宋本冊府元龜』卷一六二・帝王部・命使門二「開成元年二月庚寅、中書門下奏「准敕文、諸道黜陟使、以給事中盧鈞・司農卿李玘・吏部郎中薛廷老・太常少卿盧貞・刑部郎中房直溫分命之。」」
- (27) 『宋本冊府元龜』卷一六二・帝王部・命使門二「〔元和四年正月、以災旱命左司郎中鄭敬使淮南・宣歙、吏部郎中崔夬使浙西・浙東、司封郎中孟簡使山南東道・荊南、京兆少尹裴武使江西・鄂岳等道宣撫。〕」
- (28) 『宋本冊府元龜』卷一六二・帝王部・命使門二「〔開成三年八月丁酉、詔曰「。宜令給事中盧弘宣往許鄆滑鄭曹濮等道宣慰、刑部郎中崔瓘往山南等道・鄂岳等道宣慰。…」」
- (29) 『白氏長慶集』卷四六・策林二・大官乏人「臣伏見、國家公卿將相之具、選於丞郎・給舍、丞郎・給舍之材、選於御史・遺補・郎官、御史・遺補・郎官之器、選於祕著校正・畿赤簿尉、雖未盡、是十常六七焉。…」
- (30) 『資治通鑑』胡三省註所引宋白『續通典』によれば、「又有監察御史出使推按、謂之推事御史。」（同書卷二二七・唐紀三三・玄宗紀・天寶十三載九月條）とある。また、推按

対象の官員が高品である場合、侍御史が出使して推按を行つたが〔大唐新語〕卷二・剛正第四・宋璟條、その具體例を擧げることには困難である。

(31) 『唐會要』卷六二・御史臺下・推事「顯慶五年正月、監察御史袁異、式受宰臣李義府密旨、推青州刺史劉仁軌、有所凌辱過甚。…」

(32) 『唐會要』卷六二・御史臺下・推事「龍朔二年十月、秦令言新除監察御史、推雒〔洛〕州長史許力士子犯法、使還將奏。…」

(33) 『宋本冊府元龜』卷六一八・刑法部・平反門「竇參、代宗時爲監察御史。奉使按湖南判官馬彝獄。時彝學屬令贓罪至千貫、爲得罪者之子因權倖誣奏彝、參竟白彝無罪。…」

(34) 『舊唐書』卷一三・德宗本紀下「貞元十七年三月」癸酉、衢州刺史鄭式瞻進絹五千匹、銀二千兩、上曰「式瞻犯贓、已詔御史按問、所進宜付左藏庫。」

(35) 『元氏長慶集』卷三七・狀・彈奏劍南東川節度使狀「…。臣昨奉三月一日敕、令往劍南東川、詳覆瀘州監官任敬仲贓犯。…」

(36) 『宋本冊府元龜』卷五二二・憲官部・譴讓門「盧則爲監察御史、出按連州刺史崔簡得實、及還、其下吏受觀察使李衆賂綾六百匹、簡弟計訴推吏、決杖配流。…」・『唐會要』卷六二・御史臺下・出使「〔元和〕六年九月、以前湖南觀察使李衆爲恩王傅。初、衆舉按屬內刺史崔簡罪、御史盧則就鞠得實。使還、而衆以貨遺所推令史。至京、有告者、令史決流、盧則停官、故衆亦坐焉。」

(37) 『資治通鑑』卷二四八・唐紀六四・武宗紀「淮南節度使李紳按江都令吳湘盜用程糧錢、強聚所部百姓顏悅女、估其資裝爲贓、罪當死。湘、武陵之兒子也、李德裕素惡武陵、議者多言其冤、諫官請覆按、詔遣監察御史崔元藻、李稠覆之。…」

(38) 監選使は『大唐六典』に記されるように、監察御史が充てられる職と考えられるが、玄宗・開元二年（七一四）には殿中侍御史柳澤が嶺南監選使であつた例もある（『宋本冊府元龜』卷五四六・諫諍部・直諫門二）。中村「一九八二」は本例によつて「監選使の任命に關して、前掲『大唐六典』では監察御史の條において、その職掌を説明し、あたたかも監察御史のみが任命されるかの感を受けるが、必ずしも監察御史に限定されなかつた」（一六頁）とする。しかし恐らく、當初の監選使は監察御史に限定されていなかったものの、開元二十七年（七三九）の『大唐六典』完成以前に監察御史の任として確立したものと推測する。

(39) 『舊唐書』卷一一八・元載傳「天寶初、玄宗崇奉道教、下詔求明莊・老・文・列四子之學者。載策入高科、授郿州新平尉。監察御史韋鎰充使監選黔中、引載爲判官、載名稱著、遷大理評事。」

(40) 『舊唐書』卷一四・憲宗本紀上「〔元和二年八月〕甲子、以職方員外郎王潔爲嶺南選補使、監察御史崔元方監之。」

(41) 福建監選使の具體例は史料に見出せないが、監視対象の福建選補使は德宗・貞元十二年（七九六）十一月に廢止されており（『唐會要』卷七五・選部下・南選）、嶺南選補使

や黔中選補使と比べて存在期間が短かったため、福建監選使は史料に残らなかったものと思われる。大曆十四年十二月二日の詔敕では監選使の廢止が命じられているが(『唐會要』卷七五・選部下・南選)、憲宗・元和二年(八〇七)には嶺南監選使崔元方がみえるため、監選使の廢止は長く續かず、選補使派遣の際には監選使も置くのが通例であったといえる。

- (42) 『文苑英華』卷四六一・詔制三・宣慰使・出使優恤制「…宜令戶部郎中蔡秦客往河北道、侍御史崔希喬往河南道、觀察百姓閒利害、便宜州縣等籌度、隨事處置、還日奏聞。(開元五年二月)」

- (43) 『舊唐書』卷八・玄宗本紀上「〔開元三年〕六月、山東諸州大蝗、飛則蔽景、下則食苗稼、聲如風雨。紫微令姚崇奏請差御史下諸道、促官吏遣人驅撲焚燹、以救秋稼。從之。是歲、田收有獲、人不甚饑。」

- (44) 『舊唐書』卷八・玄宗本紀上「〔開元四年〕是夏、山東・河南・河北蝗蟲大起、遣使分捕而瘞之。…」

- (45) 八重津「一九七〇」、一六八頁。

- (46) 『大唐六典』卷一二・御史臺・侍御史・原註「侍御史年深者一人判臺事、知公廨雜事等。次知西推・贓贖・三司、受事監奏。次知東推・理匭之事。…」

- (47) 『唐會要』卷六二・御史臺下・推事「建中三年九月、御史臺奏「其推知〔知推〕御史差使改移、其兩推即須改入。舊例合有推官、今請置兩員、與本推御史同推。御史縱有改移、不失根本。若非職掌見任官、手力外、請給十年充糧料

等、取贓贖錢。」敕旨「依奏。」

- (48) この際に設置された推官は、二年後の德宗・興元元年(七八四)十月四日の詔敕によって、侍御史二員と殿中侍御史二員による東西推の分掌が行われるようになったことで廢止される(『唐會要』卷六二・御史臺下・推事)。侍御史と殿中侍御史による東西推については、憲宗・元和五年(八一〇)八月九日の御史中丞薛存誠の上奏に引かれる興元元年(七八四)十月四日の御史大夫崔縱の上奏がより詳しい(『唐會要』卷六二・御史臺下・推事)。

- (49) 監太倉・監左藏庫の任は、玄宗・開元十九年(七三二)から監察御史の任務であったが、後に殿中侍御史の職務となった(『新唐書』卷四八・百官志三・御史臺・監察御史)。この轉換の時期は確定できないが、八重津「一九七〇」は「おそらく開元天寶の交」(一七二頁)とし、胡滄澤「一九九三」は天寶二年(七四三)六月に殿中侍御史張瑄が太府出納使に充てられ、天寶四載(七四五)八月に殿中侍御史楊釗が司農出納錢物使に充てられた記事(『唐會要』卷五九・尚書省諸司下・出納使)を根據に天寶二年とする(九二一九三頁)。殿中侍御史による監倉・監庫は長らく續くが、玄宗・開成元年(八三六)正月に殿中侍御史から監察御史へと戻される(『唐會要』卷六〇・御史臺上・監察御史)。

- (50) 左右巡の任はもとも監察御史の任務であったが、玄宗・開元初年より殿中侍御史の任となった(『通典』卷二四・職官典・御史臺・監察御史)。

- (51) 『唐會要』卷六二・御史臺下・雜錄「至〔開元〕二十一年三月十九日、敕「監倉庫各定御史一人、一年一替、左右巡御史、亦各定一人、一季一替、竝不得改換及差使。」」
- (52) 『唐會要』卷六二・御史臺下・知班「開元元年正月、殿中侍御史出使盡、監察裏行翟璋知班。…」
- (53) 分察使の名稱について説明する記事は、管見の限り、唐代では見出せない。ただし、後唐の莊宗・同光二年（九二四）五月一二日の御史臺の上奏によれば、本朝の故事では御史臺が六察（吏察・兵察・戸察・刑察・禮察・工察）を行い、これを實施する監察御史六員を「分察使」と呼んだとする（『宋本冊府元龜』卷五一七・憲官部・振舉門二）。六察の各呼稱は唐・趙璘撰『因話錄』にも「吏察」「兵察」「刑察」「禮察」「察」が確認できるため（同書卷五・徵部）、後唐の「本朝の故事」に従って唐の分察使を理解して問題ない。
- (54) 分察使が尙書分察以外に關與している例としては、敬宗・寶曆元年（八二五）に國子祭酒であった衛中行が公金横領の罪により分察使に彈劾された例（『宋本冊府元龜』卷六二五・卿監部・廢黜門）と文宗・開成元年（八三六）七月に分察使が祕書省の四庫について上奏した例（『唐會要』卷三五・經籍）がある。兩記事をみる限り、分察使の管轄は尙書六部以外の朝廷諸司にまで及んでいたといえる。
- (55) 『新唐書』卷四八・百官志三・御史臺・監察御史「…。監察御史分察尙書省六司、繇下第一人爲始、出使亦然。…」
- (56) 『唐會要』卷六〇・御史臺上・監察御史「興元二〔元〕年十月四日、敕「監察御史六人、承前所定、皆是從下次。舊例、從下又合出使、若一人出使、兼有故、則六察御史遞相移改。今請令監察從上第一人察吏部・禮部、第二人察兵部・工部、第三人察戸部・刑部。每年終、議其殿最。」」
- 〔興元二年とあるが興元年間は元年のみであり、興元二年は貞元元年（七八五）に當たる。また、後掲註（57）の「冊府元龜」の御史臺の上奏に引かれるほぼ同内容の敕は「興元元年」としており、本記事は興元元年の誤りと考えられる。〕
- (57) 『宋本冊府元龜』卷五一六・憲官部・振舉門「〔元和〕四年五月、御史臺奏「准舊例、監察御史從下六人、各察尙書省一司。又准興元元年十月敕『令監察從上第一人察吏部・禮部、第二人察兵部・工部、第三人察戸部・刑部』者。伏以監察第一・第二人已充監察及館驛等使、新人除出使外、竝無職掌、無以觀其能否、今請守舊制、新人分察。」從之。」
- (58) 『文苑英華』卷四三二・敕書一三・太和七年八月七日冊皇太子德音「…。御史臺所置六察、分糾百司、比來因循、鮮能舉職。起今已後、諸司如有身名僞濫・隱盜官錢及違法等他時發覺者、本察御史竝當貶斥。…」
- (59) 『唐會要』卷六〇・御史臺上・監察御史「〔太和〕八年九月、御史臺奏「當司應六察官、伏準元和四年五月二十日敕『監察御史六人分察尙書省、從下一人察吏部、其次察兵部』省〔者〕。伏以監察在臺、職當使役、或有出入推按、例合

差遣新人、每因一人奉使、須數員轉職、既頻移易、使致因循、舉察之務、難得精審。今請除監察「祭」・館驛兩處、以次入便專察史部、其下便依次轉差。所冀察務有常、公事知守。」敕旨「依奏。」

- (60) 日野開三郎「一九三八」、一六一頁。
 (61) 日野「一九三八」、一六三頁。
 (62) 日野「一九三八」、一六五頁。
 (63) 日野「一九三八」、一七四頁。
 (64) 日野開三郎「一九六〇」、六一頁。
 (65) 日野「一九三八」、一七四―一七五頁。
 (66) 『冊府元龜』卷五〇二・邦計部・平糶門「玄宗開元二年閏二月十八日、敕「年歲不稔、有無須通、所在州縣、不得閉糶、各令當處長吏簡較「檢校」。」」
 (67) 『冊府元龜』卷五〇二・邦計部・平糶門「肅宗上元元年九月、敕「先緣諸道閉糶、頗有處分。如聞、所在米粟、尙未流通、宜令諸節度・觀察、各於管內提擲、不得輒令閉糶。」」
 (68) 憲宗・元和四年（八〇九）閏三月三日の尙早撫恤百姓德音（『文苑英華』卷四三五・德音二・賑恤德音上）、文宗・太和三年（八二九）十一月十八日の敕文（『文苑英華』卷四二八・翰林制誥九・敕書九）、文宗・太和七年（八三三）四月の御史臺の上奏（『唐會要』卷八四・雜稅）。
 (69) 憲宗・元和四年（八〇九）閏三月三日の尙早撫恤百姓德音（『文苑英華』卷四三五・德音二・賑恤德音上）。
 (70) 穆宗・長慶元年（八二二）正月三日の南郊改元敕（『文苑英華』卷四二六・敕書七・禋祀敕書三）、敬宗・長慶四年（八二四）三月三日の敕文（『冊府元龜』卷九〇・帝王部・赦宥門九）、敬宗・寶曆元年（八二五）正月の南郊敕（『唐大詔令集』卷七〇・典禮・南郊四）。
 (71) 穆宗・長慶三年（八二三）十二月の浙西觀察使李德裕の上奏（『唐會要』卷三八・葬）、敬宗・長慶四年（八二四）三月三日の敕文（『冊府元龜』卷九〇・帝王部・赦宥門九）。
 (72) 敬宗・寶曆元年（八二五）正月七日の南郊大赦（『唐大詔令集』卷七〇・典禮・南郊四）、文宗・太和三年（八二九）十一月十八日の敕文（『文苑英華』卷四二八・翰林制誥九・敕書九）。
 (73) 文宗・太和七年（八三三）の冊皇太子德音（『唐大詔令集』卷二九・皇太子・冊太子敕）。
 (74) 文宗・太和七年（八三三）の冊皇太子德音（『唐大詔令集』卷二九・皇太子・冊太子敕）。
 (75) 文宗・開成元年（八三六）八月の中書門下の上奏（『唐會要』卷六八・刺史上）。
 (76) 文宗・開成三年（八三八）正月二四日の淄青蝗旱賑恤（『文苑英華』卷四三六・翰林制誥一七・德音三・賑恤德音下）、懿宗・大中十三年十月九日の嗣登寶位敕（『文苑英華』卷四二〇・敕書一・登極敕書）。
 (77) 武宗・開成五年（八四〇）十二月十四日の中書門下の上奏（『唐會要』卷三九・議刑輕重、武宗・會昌元年（八四一）十二月の尙書都省の上奏所引）。
 (78) 武宗・會昌二年（八四二）四月二十三日の上尊號敕

- 〔文苑英華〕卷四二三・翰林制詔四・赦書四・尊號赦書二〕。
- (79) 宣宗・大中五年(八五一)七月の詔敕〔唐會要〕卷六一・御史臺中・館驛使〕。
- (80) 『元氏長慶集』卷三七・狀・彈奏劍南東川節度使狀「…。臣昨奉三月一日敕，令往劍南東川，詳覆瀘州監官任敬仲贓犯。於彼訪問嚴礪在任日，擅沒前件莊宅・奴婢等。至今月十七日詳覆事畢，追得所沒莊宅・奴婢文案，及執行案典耿瑁・馬元亮等檢勘得實。…」
- (81) 『元氏長慶集』卷三七・狀・彈奏劍南東川節度使狀「嚴礪擅籍沒管內將士・官吏・百姓及前資・寄住塗山甫等八十八戶莊宅共一百二十二所，奴婢共二十七人，竝在諸州項內分析。○右，臣伏准前後制敕，〔令出使御史，所在訪察不法，具狀奏聞。〕…」
- (82) 『元氏長慶集』卷三七・狀・彈奏劍南東川節度使狀「嚴礪又於管內諸州元和二年兩稅錢外，加配百姓草，共四十一萬四千八百六十七束，每束重一十一斤。○右，臣伏准前後制敕及每歲旨條「兩稅留州・留使錢外，加率一錢一物，州府長吏竝同枉法計贓，仍令出使御史訪察聞奏，…」
- (83) 『元氏長慶集』卷三七・狀・彈奏山南西道兩稅外草狀「山南西道管內州府，每年兩稅外，配率供驛禾草共四萬六千四百七十七圍，每圍重二十斤。(中略)○右，訪問前件州府每年兩稅外，加配驛草，遂於路次州縣檢勘文案。據諭後使牒，竝稱准舊例於兩稅外科配。又牒山南西道觀察處置等使裴汾勘得報稱「自建中元年已後，每年隨稅據貫配率前件禾草，將供驛用者。』…。劍南東川詳覆使監察御史元積奏，謹具如前。」
- (84) 『元氏長慶集』卷三七・狀・彈奏山南西道兩稅外草狀「…。伏准元和元年已後三度赦文・每年旨條，「兩稅留州・留使錢外加率，一錢一物，州府長吏，竝以枉法贓論，又准今年二月三日制節文，「諸道兩稅外推〔權〕率，比來制敕處分，非不丁寧。如聞或未遵行，尙有欺弊，永言奉法，事理當然，申救長吏，明加禁斷。如刺史承使牒於界內權率，明加懲責，仍委御史臺及出使郎〔中〕官・御史訪察聞奏者。』…」
- (85) 『文苑英華』卷四三五・德音一・賑恤德音上・亢旱撫恤百姓德音「…。諸道兩稅外，據權率比來創制救處分，非不丁寧。如聞或未遵行，尙有此弊，永言奉法，事理當然，申救長吏，明加禁斷。如刺史承使牒擅於界內權率者，先加懲責，仍委御史臺及出使郎官・御史察訪聞奏。』…」
- (86) 『文苑英華』卷四二〇・赦書一・登極赦書・大中十三年十月九日嗣登寶位赦「…。諸道州府，閉羅禁錢，頗爲弊事，前後救敕，疊有條具，尙恐因循，依前壅塞，宜委出使郎官・御史切嘉〔加〕察訪。如有違越，卽具奏聞。』…」
- (87) 『冊府元龜』卷六五・帝王部・發號令門四〔太和七年〕閏七月己未，詔曰「前後制敕，應諸道違法徵科，及刑政寬濫，皆委出使郎官・御史訪察聞奏。雖有此文，未嘗舉職，向外生人勞弊，朝廷莫得盡知。自今已後，應出使郎官・御史所歷州縣，其長吏政績，閭閻疾苦，及水旱災傷，竝一一條錄聞奏。郎官宜委左右丞勾當，法官大理卿勾當，限朝

見後五日内開奏、竝申中書門下。如訪知所奏事不實、必加懲責。其奏舉稱職者、則議優獎。」〔ほぼ同内容の詔救は『唐會要』にもあり、元和七年（八一二）閏七月とするが（同書卷六二・御史臺下・出使）、元和七年は閏年ではない。一方、『冊府元龜』が繋げる太和七年は閏年であつて閏月も閏七月であり、本記事は「太和」七年閏七月とするのが正確である。〕

(88) 『唐會要』卷八四・租稅下「會昌元年正月、制「…。自今已後、州縣每縣所徵斛斛、一切依額爲定、不得隨年檢責。數外如有荒閑陂澤山原、百姓有人力、能墾闢耕種、州縣不得輒問所收苗子、五年不在稅限。五年之外、依例收稅。於一鄉之中、先填貧戶缺闕。如無缺闕、即均減衆戶合徵斛斗。但令不失元額、不得隨田加稅。仍委本道觀察使、每年秋成之時、具管內墾闢田地頃畝、及合徵上供留州若使斛斗數、分析開奏。如所奏數外有贖納人戶斛斗。刺史已下、并節級重加懲貶、觀察使奏聽進止。仍令出使郎官・御史及度支・鹽鐵知院官、訪察開奏。」

(89) ここで言う「監院」は、いわゆる「巡院」を指す語であり、監院官や知監院官とは鹽鐵轉運・度支使下における巡院の長たる知院官を指す（高橋「一九七六」二八一—三〇頁）。

(90) 『通典』によれば、諸道使府の參佐は多くが檢校や裏行・内供奉の形で郎官・御史を帯びており、これを「外臺」と呼んだ（同書卷二四・職官典六・侍御史・原註）。『通典』と御史中丞高元裕の上奏を合わせて考えれば、「外

臺」は憲銜を帯びる諸道使府參佐と三司監院官（知院官）を指す。

(91) 松浦典弘「一九九八」。

(92) 『資治通鑑』卷二三七・唐紀五三・憲宗紀「（元和四年）上以久旱、欲降德音。翰林學士李絳・白居易上言、以爲「欲令實惠及人、無如減其租稅。」…。又請「禁諸道橫斂、以充進奉。」…。閏（三）月己酉、制降天下繫囚、蠲租稅、出宮人・絕進奉・禁掠賣、皆如二人之請。」

(93) 『文苑英華』卷四三五・德音二・賑恤德音上・亢旱無恤百姓德音「…。其諸道進獻、除降誕・端午・冬至・元正、任以土貢脩其慶賀、其餘雜進、除旨條所供及犬馬鷹隼時新滋味之外、一切勒停。如違越者、所進物送納在「左」藏庫。仍委御史臺、具名開奏。如諸道停進奉後、尙務因循、或有聚斂、亦委出使郎官・御史察訪開奏。…。」「兩稅外徵收に該當する部分は前註（85）参照。」

(94) 進奉については、室永芳三「一九六九」、中村裕一「一九七二」、曾我部靜雄「一九七二」、陳明光「一九八五」、礪波護「一九九〇」、古松崇志「一九九九」などがある。

(95) 『資治通鑑』卷二三七・唐紀五三・憲宗紀「（元和四年）夏四月、山南東道節度使裴均特有中人之助、於德音後進銀器千五百餘兩。翰林學士李絳・白居易等上言「均欲以此嘗陛下、願卻之。」上遣命出銀器付度支。…。」

(96) 『李相國論事集』卷一・論裴均進銀器狀「…。利澤布於四海、德施周於萬類、家吟戶詠、氣舒目明。纔及數月、今自廢罷、受納裴均所進銀器。天下之人、皆謂詔書不信、必

- 謂陛下以財貨爲先，此人非益於聖德也。其裴均、行不繇道、姦以事君、固違制書、敢進銀器，此是試陛下之意。」……
- (97) 『白氏長慶集』卷四一·奏狀一·論裴均進奉銀器狀「……臣聞衆議皆云『裴均性本貪殘、動多邪巧、每假進奉、廣有誅求。』料其深心、不願停罷、必恐即日修表、倍程進來、欲試朝廷、嘗其可否。……」
- (98) 『冊府元龜』卷八九·帝王部·赦宥門八「〔元和〕三年正月癸巳，御宣政殿，受徽號曰睿聖文武皇帝。冊禮畢，移仗御丹鳳樓。大赦天下。自今已後，應諸道有除官赴闕·受代至京、不得取本道錢妄稱進奉。」
- (99) 『資治通鑑』卷二二七·唐紀五三·憲宗紀「〔元和三年三月〕辛亥，御史中丞盧坦奏彈前山南西道節度使柳晟·前浙東觀察使閻濟美違敕進奉。上召坦褒慰之，曰「朕已釋其罪，不可失信。」坦曰「敕令宣佈海內，陛下之大信也。晟等不畏陛下法，奈何存小信棄大信乎。」上乃命歸所進於有司。」
- (100) 『資治通鑑』卷二四一·唐紀五七·憲宗紀「〔元和十四年七月〕甲午，韓弘又獻絹二十五萬匹、絁三萬匹、銀器二百七十。左右軍中尉各獻錢萬緡。……」
- (101) 『資治通鑑』卷二四三·唐紀五九·穆宗紀「〔長慶四年七月〕夏綏節度使李祐入爲左金吾大將軍，壬申，進馬百五十匹，上卻之。甲戌，侍御史溫造於閣內奏彈祐違敕進奉，請論如法，詔釋之。」
- (102) 穆宗·長慶元年（八二一）正月三日之南郊改元赦（『文苑英華』卷四二六·敕書七·禋祀敕書三）。
- (103) 敬宗·長慶四年（八二四）三月三日之詔赦（『冊府元龜』卷九〇·帝王部·赦宥門九）。
- (104) 敬宗·寶曆元年（八二五）正月七日之南郊大赦（『唐大詔令集』卷七〇·典禮·南郊四）。
- (105) 前註（74）參照。
- (106) 前註（75）參照。
- (107) 前註（79）參照。
- (108) 『唐會要』卷六〇·御史臺上·御史臺「大中元年四月，御史臺奏「伏以御史臺臨制百司，糾繩不法，若事簡則風憲自肅，事煩則綱紀轉輕。至如婚田兩競，息利交關，凡所陳論，皆合先陳府縣，如屬諸軍·諸使，亦合於本司披論。近日多便詣臺論訴，煩褻既甚，爲弊頗深。自今已後，伏請應有論理公私償負及婚田兩競，且令於本司·本州府論理，不得即詣臺論訴。如有先進狀，及接宰相下狀送到臺司勘，當審知，先未經本司論理者，亦且請送本司。如已經本司論理不平，即任經臺司論訴。臺司推勘冤屈不虛，其本司·本州元推官典，竝請追赴臺推勘，量事情輕重科斷。本推官若罪輕，即罰直書下考。稍重，即停任貶降。以此懲責，庶免曠官。臣今月三日，已於延英面奏，令臣將狀來。」敕旨。「依奏。」
- (109) 『唐會要』卷六一·御史臺中·館驛使「大中五年七月，敕「如聞江淮之間，多有水陸兩路。近日乘券牒使命等，或使頭陸路，則隨從船行。或使頭乘舟，則隨從登陸。一道券牒，兩處祇供，害物擾人，爲弊頗甚。自今已後，宜委諸道觀察使，及出使郎官·御史，并所在巡院，切加覺察。如有此色，即具名奏，當議懲殿。如州縣妄有祇候，官吏所由，

節級科議、無容貸。」

(10) 眞御史については、頼瑞和「二〇〇八」を参照。

(11) 高橋「一九七八」、寧「一九八九」、陳「二〇〇九b」。

(12) 高橋「一九七八」、四三頁。

(13) 『冊府元龜』卷五〇一・邦計部・錢幣門三「〔眞元〕十年六月、敕〔今後天下、鑄造買賣銅器、竝須禁止。其器物、每斤價置不得過一百六十文。委所在長史〔吏〕及巡院同勾當訪察、如有銷錢爲銅者、以盜鑄錢罪論。』」

(14) 前註(93)参照。

(15) 『唐大詔令集』卷二九・皇太子・册太子赦・太和七年册皇太子德音「…其諸道方鎮・刺史等、有聚斂貨財潛行饋遺者、委御史臺・糾察以聞、仍委度支・鹽鐵分巡院、同爲訪察、不得容蔽。…」

(16) 前註(85)参照。

(17) 前註(4)参照。

(118) 『冊府元龜』卷九〇・帝王部・赦宥門九「唐穆宗以元和十五年正月即位、二月丁丑、御丹鳳樓、大赦天下。制曰「…如聞度支・鹽鐵院等所在影占富商高戶、庇人院司、不伏州縣差科、疲人徧苦、事轉不濟、如有此色、仰當日勒

歸。…」

(119) 『唐大詔令集』卷七二・典禮・南郊六・乾符二年南郊赦「…天下州縣官、銓司法擬、便有選自朝廷、何故三司監院官、索州縣承迎、云是制院、恐嚇州縣、影占富豪、從今後、有監院處、亦仰州縣常加聽察。如監院官有不公不進、各申本州、行牒本司、便如狀事稍重、仰專差使送申狀本司。事大則任聞奏、兼申中書門下、御史臺以憑推勘、所冀遞相檢察、不敢侵凌。…」

(120) なお、觀察使幕職官中の憲衛保持者については出使郎官・御史と知院官中の憲衛保持者の間に存在するような相互補充關係を史料より見出せない。これは觀察使幕職官中の憲衛保持者に権限を付與するとして記事が大中四年における審理の推効しか確認できないためである。ただ、御史臺にとって厄介事と化した百姓の直訴を地方で處理させる目的で、全土各地に遍在し、地方に常駐する觀察使幕職官中の憲衛保持者に推効を行わせるとしたことは、狀況に應じて権限付與の対象を選択し、付與する権限を限定しており、出使郎官・御史と知院官中の憲衛保持者を監察に利用する際の方法と同様である。

参考文献

〔邦文〕

胡寶華「一九九五」「唐代の彈劾制度の變容について」『東洋史研究』第五四卷第一號

任大熙「二〇〇〇」「右御史臺と諸道按察使について——兩制度が交互に用いられた理由——」『東アジア史の展開と日本』（西嶋定生

博士追悼論文集)、山川出版社

妹尾達彦「一九八〇」『唐代鹽專賣法の規定内容とその效力』『立命館文學』第四一八・四一九・四二〇・四二一號、三田村博士古稀記念東洋史論叢

念東洋史論叢

曾我部靜雄「一九七二」『唐時代の貢獻制度』『文化』第三六卷第一・二號

高橋繼男「一九七二」『劉晏の巡院設置について』『集刊東洋學』第二八號

「一九七三」『唐後半期に於ける度支使・鹽鐵轉運使系巡院の設置について』『集刊東洋學』第三〇號

「一九七六」『唐時代の地方鹽政機構——とくに鹽監・(鹽院)・巡院等について——』、『東北史學會』『歴史』第四九輯

「一九七八」『唐代後半期における巡院の地方行政監察業務について』『星博士退官記念中國史論集』、星斌夫先生退官記念事業會

「一九八二」『唐後半期における巡院と漕運』『東洋大學文學部紀要』第三六集・史學科篇Ⅷ

「一九八六」『唐後半期、度支使・鹽鐵轉運使系巡院名増補攷』『東洋大學文學部紀要』第三九集・史學科篇Ⅺ

「一九九五」『唐後半期の官界における知院官(度支・鹽鐵轉運巡院の長官)の位置について——知院官攷その一——』『堀

敏一先生古稀記念・中國古代の國家と民衆』、汲古書院

「一九九七」『唐代後半期の度支・鹽鐵轉運巡院制に關する若干の考察』『第三屆中國唐代文化學術研討會論文集』、中國唐代學

會

築山治三郎「一九六四」『唐代における御史と酷吏について』『京都府立大學學術報告・人文』第一六號

鄭炳俊「一九九四」『唐代の觀察處置使について——藩鎮體制の一考察——』『史林』第七七卷第五號

礪波護「一九九〇」『唐代社會における金銀』『東方學報(京都)』第六二冊

中村裕一「一九七一」『唐代内藏庫の變容——進奉を中心に——』『待兼山論叢』第四號

「一九八二」『唐代の南選制と嶺南地方に就いて』『武庫川女子大學紀要(文學部編)』第三〇集

根本誠「一九六九」『因話錄』における御史臺について『早稻田大學大學院文學研究科紀要』第一五輯

日野開三郎「一九三八」『唐代の閉糶と禁錢』『史淵』第一九輯

「一九六〇」『兩稅法以前に於ける唐の權鹽法』『社會經濟史學』第二六卷第二號

「一九八二」『觀察處置使について——主として大曆末まで——』『唐代兩稅法の研究 前篇』(日野開三郎東洋史學論集第三

卷)、三一書房

- 古松崇志「一九九九」『唐代後半の進奉と財政』『古代文化』第五一卷第四號
- 松浦典弘「一九九八」『唐代後半期的人事における幕職官の位置』『古代文化』第五〇卷第一一號
- 松本保宣「二〇〇七」『唐朝御史對仗彈奏小考』『立命館文學』第五九八號
- 室永芳三「一九六九」『唐末內庫の存在形態について』『史淵』第一〇一輯
- 八重津洋平「一九七〇」『唐代御史制度について(一)』『法と政治』第二一卷第三號
- 「一九七二」『唐代御史制度について(二)』『法と政治』第二二卷第三號
- 〔中文〕
- 陳明光「一九八五」『論唐代方鎮の進奉』『中國社會經濟史研究』一九八五年第一期
- 「二〇〇九a」『唐朝の出世郎官與地方監察』『廈門大學學報(哲學社會科學版)』二〇〇九年第二期
- 「二〇〇九b」『唐朝中央政府の財政監督述論』『寧波大學學報(人文科學版)』第二二卷第二期
- 陳璽「二〇一一」『詣臺訴事慣例對唐御史臺司法權限的影響』『湘潭大學學報(哲學社會科學版)』第三五卷第一期
- 池田溫「一九八九」『採訪使考』『第一屆國際唐代學術會議論文集』、『中華民國唐代研究學者聯誼會
- 高一涵「一九三四」『中國御史制度的沿革』、商務印書館(中華書局、一九三七年再版)
- 何汝泉「一九八九」『唐代前期的地方監察制度』『中國史研究』一九八九年第二期
- 胡寶華「二〇〇三」『唐代の進狀、關白考』『中國史研究』二〇〇三年第一號
- 「二〇〇五」『唐代監察制度研究』、商務印書館
- 胡滄澤「一九九三」『唐代御史制度研究』(大陸地區博士論文叢刊四二)、天津出版社
- 賈憲保「一九八四」『唐代巡院初探』『人文雜誌』一九八四年第三期
- 賈玉英「二〇〇四」『唐宋地方監察體制變革初探』『史學月刊』二〇〇四年第一期
- 賴瑞和「二〇〇八」『唐代中層文官』、聯經出版公司
- 龍大軒「一九八七」『唐前期監察地方的使職制度初探』『西南師範大學學報(人文社會科學版)』一九八七年第二期
- 「一九八八」『唐代的御史推彈制度』『西南師範大學學報(哲學社會科學版)』一九八八年第五期
- 寧欣「一九八九」『唐朝巡院及其在唐後期監察體系中的作用和地位』『北京師範學院學報(社會科學版)』一九八九年第六期
- 齊壽「一九九二」『巡院與唐宋地方政體的轉化』『文史哲』一九九一年第五期
- 任育才「一九七五」『唐代監察制度之研究』、『唐史研究論集』、鼎文出版社

- 王壽南 「二九八六」『唐代御史制度』、『勞貞一先生八秩榮慶論文集』、臺灣商務印書館
- 謝元魯 「二九八八」『唐代出使監察制度與中央決策的關係初探』、『社會科學家』一九八八年第三期
- 徐式圭 「二九三七」『中國監察史略』、中華書局
- 張碧珠 「二九七六」『唐代御史臺組織與職權之研究』、國立臺灣大學法學院『社會科學論叢』第二三輯
- 張東光 「二〇〇五」『唐代御史臺的裏行官』、『遼寧大學學報（哲學社會科學版）』第三三卷第二期

【附記】本稿は、日本學術振興會特別研究員DC1（京都大學大學院文學研究科）として、科學研究費補助金（特別研究員奨励費）の助成を受けたものである。

**SUPERVISION OF THE ADMINISTRATION OF
LOCAL GOVERNMENTS IN THE LATE TANG :
CHUSHI-LANGGUAN/YUSHI 出使郎官/御史 AND XUNYUAN 巡院,
OFFICIALS WITH XIANXIAN 憲銜**

ONOGI Satoshi

In the late Tang, imperial edicts commanded *Chushi-Langguan/Yushi* 出使郎官/御史 and *Xunyuan* 巡院 to supervise the administration of local governments in addition to the *Yushitai* 御史臺. Previous scholarship has examined one or the other of the two individually but has not examined both comprehensively, so the understanding of each has been inadequate. This paper attempts to individually examine each and then show the overall picture of the system of the supervision of the administration of local governments in the late Tang.

The supervision of the administration of local governments by *Chushi-Langguan/Yushi* was introduced to restrain activities of the *Fanzhen* 藩鎮 and *Zhou Xian* 州縣 that had been obstacles to the rebuilding the imperial finances after the An Lushan Rebellion during the reign of Emperor Daizong 代宗. The supervision by them was utilized in many directions. Early in the reign of Emperor Xianzong 憲宗, punishments for violations of imperial edicts had not been severe, so it was ineffective. Therefore, in addition to the supervision by *Chushi Langguan/Yushi*, the supervision by *Zhiyuanguan* 知院官 with *xianxian* 憲銜 was introduced, and the supervision by them was also utilized in many directions. *Xunyuan* were distributed all over the empire and their officials were stationed in specific localities, so they were most suitable for supervising these localities at all times. However, supervision of the administration of local governments exceeded the official authority of the *Xunyuan*. Therefore the Imperial Court utilized *xianxian* that had been given most *Zhiyuanguan* as the grounds to supervise the administration of local governments. Previous scholarship understood that the authority to supervise was vested in the government office *Xunyuan*. But in reality, such authority was vested in *Zhiyuanguan* with *xianxian*. Those who supervised the administration of local governments in the late Tang, in addition to the *Yushitai*, were *Chushi-Langguan/Yushi* and officials with *xianxian*.

Chushi-Langguan/Yushi and officials of the *Xunyuan* could not be relied upon unconditionally, but in the late Tang, the demand for strengthening the supervision of *Fanzhen* and *Zhou Xian* had increased, and the Imperial Court used both. By the

avoidance of giving the comprehensive authority to supervise, the Imperial Court restricted the activity of those who were not completely reliable. Depending on the circumstances, the Imperial Court might use one of the two or have one assist the other, and thereby maintained the function of supervision by both. The Imperial Court had expanded types of officials who had authority to supervise. I hypothesize that behind this trend was the goal of preventing a complete loss of the function to supervise the administration of local governments by securing a variety of persons charged with supervision in situations that required utilization of officials who were not completely reliable.

KOREAN FIREARMS IN THE JOSEON PERIOD

YAMAMOTO Susumu

Traditional studies of the history of firearms in East Asia have placed great importance on specifying the time when European guns were first introduced and technical comparison of guns made in each East Asian country. Although the authors differ in some respects, they have a common understanding that the gun introduced into Japan by Portuguese in 1542 or 1543 inaugurated a new epoch in the history of firearms in East Asia. However, there are few studies that discuss how guns were used on the battlefield. This article reexamines the history of the development of guns during the Joseon period of Korea history from the point of view of their tactical use.

Guns had been introduced into Korea from China during the late Goryeo 高麗 period, and Joseon's King Sejong 世宗 attempted the full-fledged development of firearms, but few were used in battle as a result of their inaccuracy and a shortage of gunpowder. After the king's death, the guns were only used for fireworks. But after the pillaging of the Japanese piracy during Jiajing 嘉靖 era (1522-66), China and Korea made large-scale guns and Portuguese-style cannons that could be loaded on warships. In contrast, the harquebus spread as a battlefield weapon among the warring lords of Japan. At the beginning of the Japanese invasion in 1592, Japanese harquebus overwhelmed Korean bows, and Japanese forces were able to advance to Pyongyang in a short time. However, after the Ming army entered the conflict, the Chinese troops fired cannons from outside the effective range of harquebus, triggering a Japanese response that revealed the weak points of the harquebus—its